# 多文化共生社会に向けて

明治大学教授



総務省は二〇〇五年六月に「多文化共生の推進に関する 地方自治体が多文化共生を総合的かつ計画的に が初めてである。 国レベルで多文化共生を謳った組織が設置されたのは 山 피 研究会は二〇〇六年三月に報告書を発 脇 推進していくこ 研 究会

玉

人は旧植民地出身者とその

京都 共生支援室を、 進プラン」 が 市が多文化共生係をそれぞれ設置している。 京都足立区が 地方自治体レベルでは、 「多文化共生社会推進指針」を、 新宿区が「多文化共生プラザ」を設置し、二〇〇六年三月には をそれぞれ策定している。 長野県が多文化共生ユニットを、 「多文化共生推進計画」を策定してい 二〇〇五年三月に全国に先駆け 東京都立川市が 同年四月には群馬県が多文化 また、 そして静岡県磐田 同年九月には 「多文化共生推 て川 崎 東 市

稿を書いたりすることが増えているが、 者は |000年頃から、 多文化共生をテーマに講演したり、 特に昨年は急増し、 原

全体の 年、

万人)をあわせて、

別に見ると、

共生 題を提起したい。 化共生の担い手としての行政(国と自治体)、市民そして企業の てきた経緯を振り返り、 て在日外国人の現状を概観し、 の社会的関心の高まりを実感している。 その意味するところを探る。 「多文化共生」という用語が定着 以下、 そして、 その背景とし 多文

## 在日外国人の現状

六%増となっている。 人口は 去最高を更新し、 100四年末現在、 〇年前から二%増であるのに対して、 日 本の総人口の一・六%を占めている。 在日外 外国人登録者数は一 九七万三、 外国人登録者数は 七 兀 日 七人で過 本の 几 総

が、 外の外国人に大きく分か 速に進んでいる 玉 ばらく在日外国人の大半が で倍増となっている。 に韓国・ 子孫からなる特別永住者 九〇年代以降、 後者に限れば過去一 朝鮮人であったが、 朝鮮人) 多国籍化が 及びそれ 戦 後 0 れ 主 九 急 韓 以

これ

を設置した。

とを求めている。

七万人) と一般永住者 、国人登録者数を在留資格 四割を占めており、 般永住者が急増して 特別永住者 (図 1)。 永住者が 加 近

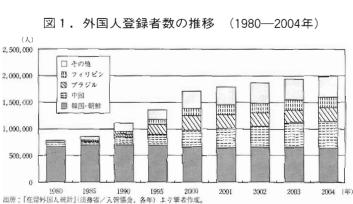
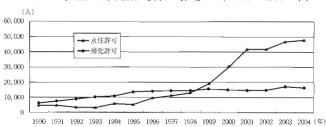
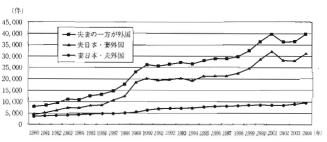


図2. 永住・帰化許可数の推移 (1990-2004年)



永住許可数には、特別 (1991年まで「特例」) 永住許可数を含まない 出所:『法務年鑑』および『出入国管理統計年報』(法務省、各年)をもとに筆者作成。

> 図3. 国際結婚件数の推移 (1980--2004年)



山所:『鰻姻統計』(厚生省、1997年)、『人口動態統計』(厚生省統計情報部、各年)をもとに筆者作成。

る

民

移

者等」(一三%)、 七%増となっ 人の 登 定住 さらに 在留 録 者 化 活 7 総 傾 動 |定住者](一三 V 数 永住者の 向 0) る は は、 制 前 限 ② 2 。 年 玉 が 際結 か なく、 配 Ġ 偶者等 非 婚 % 実質的 % 永 0) 増 が 住 増 を合 大か で 多 者 あ 0) 5 移 中 わ 0 民 せ 永 で た 群 Ł 都 埼 万 馬 芼 人 府 東 京都 京 で全 で、 兵 庫、 全国 玉 滋红 千 0) 賀 0 葉 七 0 % 割を占め

が、

般

永住 0

者は 年

る。

 $\overline{\circ}$ 

四

末

0

外

玉

人

八

%

を占

8

7

る。

以

下

大阪、

愛知、

神奈

Щ

静

畄

京都、

茨城 13

0

順

となってお

ŋ

は、

 $\exists$ 

0

西己

偶

### 多文化共生」 の定着

九

都

府県

が

一 % を

超えるこ

を

筆

**素頭に、** 

愛

知

大

阪

静

岡

岐

阜

てい

る。

方、

外

国

0

 $\Box$ 

比

を

見る

2

うかがえる

(図 3)。

日本人の

婚

姻

作数の

五.

五 %

組

15

組

国際結婚のカップルで、

その

割近くが

 $\exists$ 

本人男性と外

玉

女

(100)

四

年

玉

人登録

者

数

を

都

道

府

県

别

15

見ると、

最

も多

1

0

は

東

京

Ŧī.

中

玉

フ

1

IJ

É

韓

玉

朝

鲜

籍

が

匹

%

0

組み

合

ゎ

せ

(

あ

といえる。こうした外国

た一三〇万人 (六六%)

は、

住者及びこれ

5

の非永住者

文化共生の街づく うである。 づくり協 九 全 九三年 玉 紙 議 また、 会 0 地 方紙 開 が 発 n 教 0) 地 九 育 デ を川 九四 1 域 0) 催 夕 13 幕ら Ń 崎 年に 市に 案 ] 内に スで す Ш 提 崎 八たち 甪 市 言していることが 多文化共生」 0) 1 0 5 住 文化背景 民 れ たの 組 織 が かを尊重 最も古 お を検索すると、 分か おひ ん地 た 例 X. 0 多 ょ 街

ある。 その後、 うになった。 の支援を行っ 族 「多文化共生 住労働 九九〇年代後半になると、 ドに活動するようになっ 同センター が 多文化共生社会 二〇〇一年には東京都 設立されるなど、 者と連帯する全国ネッ その た市 セ は、 理 ン 民ボランティア 由 タ 兵 0) 1 庫、 に向けて」と題した政策提言をまとめ ) ( I ) O 多くの つに、 京都、 た。 「多文化共生」 並川 1 0 全国 阪神 市民 広島、 ヮ 〇年にNP 帯に が、 0 団 ク 淡路 外 体 東京と活動 「たちかわ多文化共生 九九五年に 国人支援団体が集ま が は が全国的に使わ 大震災の 「多文化共生」 Ō 法 0 人化 拠点を広げ 0 大阪に 外 玉 一年に 0 を 存 設立し 被 れ 災者 7 0 丰 セ 在 るよ 多

浜松市など外国 育基 また、 用いるように 本 方針 100 人住民  $\mathcal{O}$ 0 になっ 副 年 題 前 E の多い た。 後 か 多 Щ 5 文化 全 崎 ₹. 自 市 共 0 は 治 生 体 Ξ 0 九 b 市 社会をめざして」 九八年に改定した 多文化共生 町が設置した外国 を を掲げ 丰 |人集: 外 ] 玉 ワ 住 11

りである。 がである。 がである。 がである。 のである。

「多文化共生」の定着に影響が大きいと思われるのが、前述の総合の大年三月に「地域における多文化共生社会の構築」が盛り込まれた。受け入れにあたって、労働者政策や治安対策といった従来の観点に別の自治体に通知した。総務省の報告書は、同年四月に開かれた経国の自治体に通知した。総務省の報告書は、同年四月に開かれた経国の自治体に通知した。総務省の報告書は、同年四月に開かれた経国の自治体に通知した。総務省の報告書は、同年四月に開かれた経国の自治体に通知した。総務省の報告書は、同年四月に開かれた経国の自治体に通知した。総務省の報告書は、同年四月に開かれた経過の計算が表現した。総務省研究会による報告書である。総務省は同報告書に基づき、二〇一本を発見された。

を提言している。
し、政府の外国人施策を一元化するために「多文化共生庁」の設立し、政府の外国人施策を一元化するために「多文化共生庁」の設立は、二〇〇四年四月に「外国人受け入れ問題に関する提言」を発表日本経済団体連合会(経団連)の提言も影響が大きい。経団連

## 3 多文化共生とは

になったりするのは避けがたい。そこで、筆者の「多文化共生」のられることによって、その意味するところが曖昧になったり、希薄その中身が問題となる。どんな言葉も幅広い層の人々や団体に用い「多文化共生」が社会的に認知され、社会全体に普及していくと、

う。

ながら、共に生きていくこと」である。人々が、互いの文化的ちがいを認めあい、対等な関係を築こうとし定義を明らかにしておきたい。それは、「国籍や民族などの異なる

「多文化共生」は決して複数の文化が並存する状態を指すものではいが、共に生きるのはあくまで人と人であって、文化と文化ではないが、共に生きるのはあくまで人と人であって、文化と文化ではないが、共に生きるのはあくまで人と人であって、文化と文化ではないが、共に生きるのはあくまで人と人であって、文化と文化ではないが、共に生きるのはあくまで人と人であって、文化と文化ではないが、共に生きるのはあくまで人と人であって、文化と文化ではないが、共に生きるのはあくまで人と人であって、文化と文化ではない。

は、「国際」よりは「多文化」というキーワードがふさわしいだろ みでは現実の理解ができない。 を取得する者(民族的マイノリティ)が増えている。そうなると、 づくりである。また、外国人の定住化が進むにつれて、 める視点であり、総合的な生活支援を行い、社会参加を促す仕組み い。しかし、今求められているのは、 ト」をいかに歓迎し、もてなすかという発想に立っている場合が多 交流や外国からの訪問者との交流を指し、「ホスト」として「ゲス と「国際交流」には大きな違いがある。「国際交流」は、外国との える自治体や国際交流協会も少なくない。しかし、「多文化共生」 最近では、中身は変えずに国際交流事業を多文化共生事業と言い換 日本」と「外国」、「日本人」と「外国人」という二分法的な枠組 「多文化共生」としばしば混同される用語に「国際交流」がある。 新しい地域社会のあり方を考えるに 外国人を地域社会の一員と認 日本の国籍

人支援」では対応できない課題が広がっていくだろう。人支援」では対応できない課題が広がっていくだろう。人支援」では対応できない課題が広がっていくだろう。人支援」では対応できない課題が広がっていくだろう。

## 4 国の課題

て取り上げる。以下、行政(国および自治体)、市民、企業それぞれの課題につい以下、行政(国および自治体)、市民、企業それぞれの課題につい割を果たしつつ、かつ連携して取り組んでいかなければならない。多文化共生社会を形成するには、様々な担い手が、それぞれの役

すことを謳った。さらに、外国人集住都市会議や経団連の提言など 初 て認識されつつある。 や地域統合の推進の観点から、ようやく政府内外で議論が始まっ 進展や人口減少社会の到来、さらにグローバリゼーションへの対応 統合政策)が欠落していた。二〇〇〇年代に入って、少子高齢化 ってよい。日本政府には、これまで外国人の出入国に関する政策 (出入国政策) 多文化共生社会に向けた国の取り組みはまだ始まったばかりとい 法務省は、第二次出入国管理基本計画(二〇〇〇年)において 出入国政策の見直しと社会統合政策の構築が重要課題とし 「日本人と外国人が心地よく共生する社会の実現」 はあっても、 外国人の社会統合に関する政策 をめざ (社会

> る。 れるが、筆者が考える外国人政策の基本的な課題は以下の通りであ まとめる」ことが示された。いよいよ本格的な議論が始まると思わ あり方を含め、 擦など社会的コストにも留意し、その解決に向けたコストの負担の とを提言した。そして、二〇〇六年四月の経済財政諮問会議では、 政機関相互の連携の在り方など、あるべき一定の方向性」を示すこ と『社会的統合政策』とを両輪とする総合的な法令・政策や、各行 五年一二月)は、 たこともあり、規制改革・民間開放推進会議の第二次答申(二〇〇 外国人の定住化により生ずる医療、 外国人集住都市会議が二〇〇五年一一月に規制改革要望を提出し 対応策を検討する場を設け、 「『受入れ政策』(主として政府の出入国管理政策) 子弟の教育、 年内に総合的な対策を 地域住民との 塺

際的にも許されないであろう。 とは、一九八八年に専門的・技術的分野の外国 出入国政策に関しては、一九八八年に専門的・技術的分野の外国 と、大〇万人近い外国人が非熟練労働者として、 と、大〇万人近い外国人が非熟練労働者として、 は受け入れないことを閣議決定して以来、政府の方針は変わってい は受け入れないことを閣議決定して以来、政府の方針は変わってい は受け入れないことを閣議決定して以来、政府の方針は変わってい は受け入れないことを閣議決定して以来、政府の方針は変わってい は受け入れないことを閣議決定して以来、政府の方針は変わってい は受け入れないであるう。

は基本計画案の策定を行い、後者は会議の事務局としての機能も担文化共生推進会議(仮称)と多文化共生室(仮称)を設置し、前者国の施策の推進体制を定めることにある。具体的には、内閣府に多であろう。基本法の意義は、多文化共生社会の形成をめざしていくべきし、総合的かつ計画的に多文化共生社会の形成をめざしていくべき社会統合政策に関しては、多文化共生社会基本法(仮称)を制定

となろう。。いつつ、多文化共生の推進に関する企画立案や総合調整を行うこと

## | 5 | 自治体の課題

八〇〇余りの自治体の中では、例外的存在ともいえる。八〇〇余りの自治体の中では、例外的存在ともいえる。に施策として取り組み始めた自治体(国際型)に大別される。国化施策として取り組み始めた自治体(国際型)に大別される。国化施策として取り組み始めた自治体(国際型)に大別される。国の自治体は、はるかに積極的な取り組みを行ってきた。それらは、の自治体は、はるかに積極的な取り組みを行ってきた。それらは、の自治体は、はるかに積極的な取り組みを行ってきた。それらは、の自治体は、はるかに積極的な取り組みを行ってきた。それらは、の自治体は、はるがに対していた国に比べると、外国人住民の多い一部社会統合政策が欠けていた国に比べると、外国人住民の多い一部

要となろう。

一学なの自治体による多文化共生施策の推進をめざして策定された

「多文化共生の推進を計画的かつ総合的に実施する」ことを求めていて、「多文化共生の推進に係る指針・計画を策定し、地域における

「多文化共生の推進に係る指針・計画を策定し、地域における

「地域における多文化共生推進プラン」(二のが、前述の総務省の「地域における多文化共生推進プラン」(二のが、前述の総務省の「地域における多文化共生推進プラン」(二のが、前述の総務省の「地域における多文化共生施策の推進をめざして策定された

ていく必要がある。 医療、福祉、防災など様々な分野で外国人住民の生活環境を整備しの日本語学習や情報の多言語化の推進に加え、居住、教育、労働、第一に、外国人住民への支援を体系的に行うことである。外国人

を進める必要がある。また、外国人住民が地域社会の一員として、ることなく、日本人住民への啓発などを行い、地域社会の意識改革生イコール外国人支援ではない。外国人住民を対象とした施策に偏第二に、多文化共生の地域づくりである。前述のように多文化共

深めることが大事であるい。 館などを多文化共生の拠点として活用し、特に学校と地域の連携を となって取り組まなくてはならない。さらに、 学校、社会福祉協議会、 める仕組みをつくることも大事である。町内会・自治会、 とともに企画立案を行う部署が必要である。市民と行政の協働を進 またがるので、そういった分野を担当する各部署の連絡調整を担う い。外国人住民にかかわる行政は、 第三に、多文化共生推進のための体制整備を行わなければならな 国際交流協会、自治体など地域社会が一体 居住、 教育、 学校や公民館、 労働等、 市民団体、 多分野に 図書

# 6 | 市民と企業の課題

る。 外国人支援をめざした市民団体に、一九八〇年代後半から、自治 外国人支援をめざした市民団体は、一九八〇年代後半から、自治 る。

である。市民団体の基本的な役割に行政への建設的批判を行うこと協働も進めるべきである。第三に、政策提言能力を向上させることそうした市民活動を日本人と外国人が一緒になって行っていくことで、日本人が外国人を支援するという構図が多い。そうではなくて、の通りである。第二に、大半の市民団体の構成員は日本人ばかりの通りである。第二に、大半の市民団体の構成員は日本人ばかりの通りである。第二に、大半の市民団体の構成員は日本人ばかりの通りである。第二に、大半の市民団体の構成員は日本人ばかりの通りである。市民団体の基本的な役割に行政への建設的批判を行うこと

ざした市民団体の全国的ネットワークの形成も必要だろう。していく能力を磨くべきであろう。そのためには、多文化共生をめることが欠かせない。その上で、単なる批判を超えて、政策提言をがあり、自治体と連携・協働する中でも、一定の緊張関係を維持す

る。 ても、 活動に助成する基金づくりに取り組むことを期待したい。 が世界的に高まっているが、 せないが、 多文化共生の地域づくりを進めていくには、多様な市民活動が欠か と連携しながら、多文化共生の地域づくりに協力する責任がある。 の経済界が、 また、 日本はまだまだ少ない。近年、 諸外国には草の根の市民活動を支援する助成財団が数多くある 地域社会の一員として、 外国人を雇用して利益を得ている企業は、 前述のように、財源不足という基本的な困難を抱えてい 国や自治体とも連携して、多文化共生をめざした市民 外国人労働者を雇用する当事者として 地元経済団体や自治体、 企業の社会的責任に対する関心 間接雇用であっ 市民団体等

#### おわりに

て国論が二分し、内政最大の関心事となっている。動は記憶に新しいが、米国でも現在、「不法移民」の処遇をめぐっ要な課題となっている。フランスで昨年一一月に起きた全国的な暴外国人労働者や移民の受け入れは、今日、先進国共通の極めて重

にも触れた上で、「好むと好まざるとにかかわらず、日本に来たい二〇〇六年四月七日の経済財政諮問会議で、小泉首相は外国の例

れない。

ないう外国人はたくさんいる。それを日本人として、日本人社会である。日本の外国人政策にとって、歴史的転換点となるかもし述べている。こうした認識を日本の首相が示したのは、初めてのこよく受け入れられるかという外国人をどうやって摩擦なく、気持ち働きたい、定住したいという外国人をどうやって摩擦なく、気持ちという外国人はたくさんいる。それを日本人として、日本人社会でという外国人はたくさんいる。

年は国の取り組みが前進することを期待したい。

化共生社会に向けて自治体が動いた二○○五年に続いて、二○○六り組んでいかなければならない。その要になるのが国である。多文果たすべき役割を果たしつつ、これらの担い手が連携・協働して取果ですべき役割を果たしつつ、これらの担い手が連携・協働して取り組みがき役割を果たしつつ、これらの担い手が連携・協働して取り組みがきる。

#### 注

- 心に二六道県におよぶ。(1)外国人の人口比が一%に満たないところも、東北、九州地方などを中
- 『朝日新聞』一九九三年一二月一七日。 九三年一月一二日、「おおひん地区の街づくりに住民組織がプラン作成」()「市民レベルの海外協力を考える国際フォーラム」『毎日新聞』一九
- 3 山脇啓造「外国人政策―多文化共生へ基本法制定を」『朝日新聞』二(3)山脇啓造「外国人政策―多文化共生に関する基本法制研究会「多文化共生社会基本法の提言」(二○○三年三月、http://www.kisc.meiji.ac.
- 超えて』法律文化社、二〇〇四年参照。(4)山脇啓造「現代日本における地方自治体の外国人施策」『歴史の壁を
- 挑戦』明石書店、二〇〇五年参照。(5) 山脇啓造他編『多文化共生の学校づくり―横浜市立いちょう小学校の